「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定基準（案）

**第1回審議会**

１　資格要件

　「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定を受ける者は、以下の資格要件をすべて満たしていなければならない。

1. 大阪府の区域内に本社あるいは本部事業所を有していること
2. 府域全体で活動を行う体制や能力を有していると認められること
3. 就労に向けた訓練や講習等、就労準備性を高める取組み（以下、「就労訓練等」という。）か

らジョブマッチング、職場定着支援まで一貫して行っていること

２　専門要件

　前項の資格要件をすべて満たしている場合に、専門要件について下表により評価し、評価合計点が10点以上に達した場合に、「障害者等の職場環境整備等支援組織」として認定するものとする。

　ただし、評価方針に掲げた項目のうち１項目でも評価されないもの（０点のもの）がある場合には、評価点合計が10点以上であっても認定しない。

表－１（障がい者分野）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価方針 | 評価項目 | 点数 |
| 就労（３点） | 独自に一般就労への就職率の目標設定を行うとともに、就労訓練等を実施し、高い就職率を実現している | ・就職率の目標設定を行い、目標達成に向け就労訓練等を実施している：１点・上記の結果、就職率の実績が、25％以上：１点を加点する30％以上：２点を加点する |
| 地域連携、職場定着（３点） | 障害者就業・生活支援センターや就労系福祉サービス事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所）等、地域の支援機関とのネットワークや協力体制を築き、送り出した就職者の職場定着を支援している | ・支援機関との協力ネットワーク体制を築いている：１点・上記に加え、１年後の職場定着率が、70％以上：１点を加点する80％以上：１点を加点する |
| 職場定着に係る先駆的な取組み（３点） | 職場定着を促進するための先駆的な取組みを行っている | 先駆性が認められる場合、内容に応じて評価する（１～３点） |
| 事業主等への支援を通じた障がい者雇用・就労の促進（３点） | 上記の取組みにとどまらず、事業主や産業界への支援を行い、職域開拓等、障がい者の雇用・就労を促進している | 事業主等への支援を行っている場合、内容に応じて評価する（１～３点） |
| 「行政の福祉化」を踏まえた取組み等（３点） | 府が進める「行政の福祉化」（注）の取組みについての府民の理解を得るための活動を行っている* 上記に加えて、府が進める「行政の福祉化」を踏まえて、独自に実施している取組みやアピールポイントがあれば、評価する
 | 関係する活動等を行っている場合、その内容に応じて評価する（１～３点） |

（注）「行政の福祉化」とは、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者やひとり親家庭の父母などの雇用、就労機会を創出し、自立を支援する取組み。

「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定基準

資料１

**最終版**

１　資格要件

　「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定を受ける者は、以下の資格要件をすべて満たしていなければならない。

（１）大阪府の区域内に本社あるいは本部事業所を有していること

（２）府域全体で活動を行う体制や能力を有していると認められること

（３）就労に向けた訓練や講習等、就労準備性を高める取組み（以下、「就労訓練等」という。）か

らジョブマッチング、職場定着支援まで一貫して行っていること

２　専門要件

　前項の資格要件をすべて満たしている場合に、「大阪府障害者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会」において、同審議会委員の合議により、専門要件について下表により評価し、各委員の評価合計点の平均が10点以上に達した場合に、「障害者等の職場環境整備等支援組織」として認定するものとする。

　ただし、委員のうち１人でも評価方針に掲げたいずれかの項目に０点を付けた場合は、評価合計点は出さず、認定をしないものとする。

表－１（障がい者分野）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価方針 | 評価項目 | 点数 |
| 就労（３点） | 独自に一般就労への就職率の目標設定を行うとともに、就労訓練等を実施し、高い就職率を実現している | * 就職率の目標設定を行い、目標達成に向け就労訓練等を実施している：１点
* 上記の結果、就職率の実績が、

25％以上：１点を加点する30％以上：２点を加点する |
| 地域連携、職場定着（３点） | 障害者就業・生活支援センターや就労系福祉サービス事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、就労定着支援事業所）等、地域の支援機関とのネットワークや協力体制を築き、送り出した就職者の職場定着を支援している | * 支援機関との協力ネットワーク体制を築いている：１点
* 上記に加え、１年後の職場定着率が、70％以上：１点を加点する

80％以上：２点を加点する |
| 職場定着に係る先駆的な取組み（３点） | 職場定着を促進するための先駆的な取組みを行っている | * 先駆的な取組みを生み出すための創意工夫が認められる場合：１点
* 先駆的と認めることができる取組みがある場合：２点
* 全国的に類を見ないような極めて先駆的な取組みや、他のモデルになるなどの取組みがある場合：３点
 |
| 事業主等への支援を通じた障がい者雇用・就労の促進（３点） | 上記の職場定着に関する取組にとどまらず、事業主や産業界への支援を行い、職域開拓等、障がい者の雇用・就労を促進している | * 職場定着以外の事業主等への支援を行っている場合：１点
* 職場定着以外の支援を行った成果が認められる場合：２点
* 職場定着以外の支援の効果が著しく高いと認められる場合：３点
 |
| 「行政の福祉化」を踏まえた取組み（３点） | 上記4項目以外に「行政の福祉化」（注）を踏まえた取組みまたは法人等の特色を活かした取組みやアピールポイントがある。府が進める「行政の福祉化」の取組みについての府民の理解を得るための活動を行っている。 | * 行政の福祉化を踏まえた取組みや、法人等の特色を活かした障がい者の就労支援に関する取組み等を行っている場合：１点
* 上記の独自の取組みについて、成果が認められる場合：２点
* 行政の福祉化の取組みを府民へ周知している場合：１点
 |

（注）「行政の福祉化」とは、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者やひとり親家庭の父母などの雇用、就労機会を創出し、自立を支援する取組み。